

お取引時確認について

「犯罪による収益の移転防止に関する法律」が改正され、平成25年4月1日以降、従来の本人確認が必要な取引をお受付した際には、本人確認書類のご提示による本人特定事項(氏名、住所、生年月日等)の確認に加えまして、お客さまのお取引目的、職業／事業内容、代表者の本人特定事項(法人のお客さま)も確認させていただくことになりました。

ご理解、ご協力くださいますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

◆確認が必要な主なお取引◆

- ①口座開設(普通預金、納税準備預金、定期預金、定期積金)
- ②200万円を超える現金の受払い
- ③10万円を超える現金振込
- ④融資取引等

※これらの取引以外にも、お客様に確認させていただく場合があります。

◆確認事項および確認書類◆(平成28年10月1日から一部変更になりました※注1)

	確認事項	確認書類(コピーを郵送下さい)
個人のお客さま	氏名・住所・生年月日	◎運転免許証 又は ◎パスポート ◎マイナンバーカード 等 ※顔写真を貼付したもの
	職業 取引の目的	窓口でお客さまの申告により確認させていただきます。 なお、郵送でのお取引の際は書類にて確認いたします。
	(ご本人以外が来店された場合) 来店された方の氏名・住所・生年月日	◎運転免許証 又は ◎パスポート ◎マイナンバーカード 等 ※ご本人様との関係を確認させていただきます。
法人のお客さま	名称 主たる事務所の所在地	◎登記事項証明書 又は ◎印鑑登録証明書 等
	代表者の方の氏名・住所・生年月日	◎運転免許証 又は ◎パスポート ◎マイナンバーカード 等 ※顔写真を貼付したもの
	来店された方の氏名・住所・生年月日等	◎運転免許証 等 ※委任状または電話による確認等で法人のお客さまのためにお取引を行っていることを確認させていただきます。
	事業内容 お取引の目的	窓口でお客さまの申告により確認させていただきます。 なお、郵送でのお取引の際は<別紙>書類にて確認いたします。

※注1(保険証等の本人確認書類のお取り扱いの変更)

各種健康保険証等の顔写真がない本人確認書類をご提出いただいた場合、他の本人確認書類や公共料金の領収書等、追加のご提出をお願いいたします。ご不明な点は、お問合せください。